

## 社会教育関係の施設利用について

令和2年12月1日～12月31日

区分	利用者数の制限	利用上注意
いぶき会館	1階閲覧室	8名以下 ①利用者は、原則村内在住の方に限る。但し、村外利用者を予定している場合は事前に教育委員会の承認を受けること。
	1階和室	6名以下 ②新型コロナウィルス感染防止対策を必ず実施すること。
	2階会議室	8名以下 ③各施設とも利用者記録簿を提出すること。
	2階和室	9名以下 ④利用時間は、可能な限り短時間とし、最長でも3時間を超えないこと。
	2階調理室	10名以下 ⑤利用中の飲食は行わないこと。但し、水分補給は可とする。
	3階会議室	8名以下 ⑥利用者同士が密集しないこと。
	3階多目的ホール	25名以下 ⑦近距離で会話や発声を行わないこと。
スポーツ施設	村民野球場	制限無し ⑧平熱より体温が高い方や、咳やくしゃみなど風邪の症状がある方は利用しないこと。
	運動公園	制限無し ⑨利用中に体調不良者が出了場合は、ただちに利用を中止すること。
	東西広場	制限無し ⑩室内施設については、充分な換気を行うこと。
	東西屋内GB場	3チーム、20名以下 ⑪令和3年1月の利用については、12月末に村HPに掲載します。
	弓道場	制限無し
学校施設	村民体育館	40名以下
	中学校校庭	制限無し
	中学校武道館	30名以下 (連絡先) 高山村教育委員会事務局
	小学校校庭	制限無し
	小学校体育館	30名以下 TEL 0279-63-3046 FAX 0279-63-3750